

(参考)

本 Q&A は、法令、施行通知等にその取扱いに係る記載がなされているもののうち、自治体の皆様からよく寄せられる御質問について、お答えをするものです。

○本 Q&A における用語の定義

- ・新 法：食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号。以下「改正法」という。）による改正後の食品衛生法
- ・旧 法：改正法による改正前の食品衛生法
- ・新施行令：食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 123 号。以下「改正政令」という。）による改正後の食品衛生法施行令
- ・旧施行令：改正政令による改正前の食品衛生法施行令

問 1 高度な機能を有する「調理機能を有する自動販売機」について、届出の対象となる「屋内に設置」とはどのような場所に設置するものですか。

- 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について（令和元年 12 月 27 日付け生食発 1227 第 2 号）別添第 1 1 イ（2）でお示ししたとおりです。

問 2 許可の対象となる魚介類販売業を自動車で行う場合は、キッチンカーの施設基準に加え、魚介類販売業の施設基準も適用する必要がありますか。

- 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について（令和元年 12 月 27 日付け生食発 1227 第 2 号）別添第 1 2 イ（2）（ii）でお示ししたとおりです。

問 3 水産製品製造業の許可を取得した施設で、鮮魚介類の販売も行う場合、別途、魚介類販売業の許可が必要となりますか。

- 食品の営業規制に関する検討会とりまとめ（政省令関係事項）5（4）サ でお示ししたとおり、水産製品製造業の許可を有する場合は、魚介類販売業の許可は不要です。

問4 水産製品製造業における「水産動物」とは何を指しますか。

- 食品衛生法等の一部を改正する法律の政省令等についての説明会資料 水産製品製造業（第16号関係）でお示したとおり、魚介類（くじらを含む）に加え、カエル、カメ等を指します。

問5 水産製品のうち、複合型そうざい製造業の対象から除かれるのは、食品衛生管理者の配置が求められる魚肉ハム及び魚肉ソーセージの製造のみですか。

- 「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」（令和元年12月27日付け生食発1227第2号）別添第1 1イ(26)及び食品衛生法等の一部を改正する法律の政省令等についての説明会資料（複合型そうざい製造業（第26号関係）及び水産製品製造業（第16号関係））でお示したとおりです。

問6 漬物製造業は「漬物を製造する営業又は漬物と併せて漬物を主原料とする食品を製造する営業をいう。」とあります。しかし一方で、令和元年12月27日生食発1227第2号通知の第2営業届出に関する事項2イ(4)の中では、野菜の塩漬け、ぬか漬けが「野菜果実販売業が附帯的に行う簡易な加工」に含まれています。漬物の製造という同じ行為であっても、営業者によって取扱いが異なるのでしょうか。

- 漬物を製造する営業又は漬物と併せて漬物を主原料とする食品を製造する営業は漬物製造業となりますが、従来から野菜果実販売業（八百屋等）において取り扱っている野菜の塩漬け・ぬか漬けについては、附帯的に行う簡易な食品の加工による販売（販売当日中に消費する又は使い切ることを想定）として営業届出の範疇で取り扱うこととします。

（参考）

- ・「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」（令和元年12月27日付け生食発1227第2号）別添第2の2イ

問7 冷凍野菜を製造する場合は、冷凍食品製造業が必要ですか。

- 冷凍食品製造に関する考え方については、別添1 問 14 のとおりです。その上で、当該施設が主として、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において規格基準が定められている冷凍食品に該当する野菜の冷凍食品を製造している場合には、冷凍食品製造業の許可が必要となります。

（参考）

- ・「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」（令和元年12月27日付け生食発1227第2号）別添第1の1(27)